

令和4年第5回農業委員会総会会議録

召集年月日 召集場所	令和4年5月27日 滝上町役場委員会室					
開閉会の日時 及び宣告	開会 令和4年5月27日 午前9時30分 議長 瀬川 博 閉会 令和4年5月27日 午前12時00分 議長 瀬川 博					
出欠の状況	議席 番号	氏 名	出・ 欠の 別	議席 番号	氏 名	出・欠 の別
	1	温水 吾郎	出席	8	日野 茂	出席
	2	原田 竜太	出席	9	池田 政隆	出席
	3	村田 牧子	出席	10	西田 征司	出席
	4	大坪 省三	出席	11	佐々木 渉	出席
	5	張間 真之	出席	12	井上 秀幸	出席
	6	林 花美	出席	13	瀬川 博	出席
	7	太田越 亘	出席			
会議録署名委員	原田 委員			村田 委員		
事務局職員 の出席状況	事務 局長	加藤 暢也	係長	北嶋 佑太	書記	濱塚 公平
議事日程	議案第1号 農地法第3条第1項の許可申請について (議事参与制限) 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について(議事参与制限) 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について(議事参与制限) 議案第5号 現況証明について					
会議の経過	別紙のとおり					

令和4年第5回総会

議長 本日、温水委員が所用のため冒頭出席の後中座されます。
在任委員13名、出席委員13名、出席委員が在任委員の過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立いたしました。

これより、第5回農業委員会総会を開催いたします。

日程第1. 会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第13条の規定により、2番原田委員、3番村田委員の両名を指名いたします。

日程第2. 報告第1号. 会長の動向ですが、特に報告はありません。

日程第3. 報告第2号. あっせん報告について上程いたします。前回総会は4件のあっせん委員会が立ちあがりましたのでそれぞれのあっせん委員会より報告願います。まず、その1について原田委員長より報告願います。

原田委員 令和4年第4回農業委員会総会であっせんすることに決定していた●●●●さんから申し出があった農地の売買に係るあっせんについて報告いたします。

相手方を●●●●さんとして選定し5月16日にあっせん委員会を開催したところ、1筆64, 156㎡の内、利用可能面積41, 187㎡について1反当たり31, 564円、合計1, 300, 000円で調整ができましたことを報告いたします。

次に、その2について井上委員長より報告願います。

井上委員 令和4年第4回農業委員会総会であっせんすることに決定していた●●●●さんから申し出があった農地の売買に係るあっせんについて報告いたします。

相手方を●●●●さんとして選定し5月19日にあっせん委員会を開催したところ、6筆85, 637㎡の内、利用可能面積5

8, 942㎡について1反あたり50, 898円、合計3, 000, 000円で調整が付きまことを報告いたします。

続いて、その3について太田越委員長より報告願います。

太田越委員 令和4年第4回農業委員会総会であっせんすることに決定していた●●●●さんから申し出があった農地の売買に係るあっせんについて報告いたします。

相手方を●●●●さんとして選定し5月23日にあっせん委員会を開催したところ、7筆51, 216㎡の内、利用可能面積48, 904㎡について1反あたり47, 031円の合計2, 300, 000円で調整が付きまことを報告いたします。

最後に、池田委員長より中間報告願います。

池田委員 令和4年第4回農業委員会総会であっせんすることに決定していた●●●●さんから申し出があった農地の貸借に係るあっせん及びその関連あっせんについて報告いたします。

現在、当該地区を資料1ページのとおり7地区に分割し事務局による事前聞き取り調査の結果を踏まえて該当隣接者及び同じ地区の農業者を相手方として8件選定しあっせん委員会を開催しております。

現時点で3地区のあっせんが成立し終了しています。残りの4地区についても今後日程を調整して進める予定となっております。第6回総会にてあっせん報告を予定しております。

議長 ただいま、それぞれ報告のありました件について質疑ございませんか。

(質疑なし)

無いようですので、あっせん報告を了承することでご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めあっせん報告を了承することといたします。

議長 日程第4. 議案第1号. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。なお本件に関しましては●●●●委員、●●●●委員に関する案件となっておりますので、退出願います。

朗読願います。(係長朗読)
説明願います。

局長 本件は、農地法第3条の許可申請であります。
滝西 ●●●●さんの農地を二区 ●●●●さんが借り受けるものであります。●●●●さんのスイートコーンの面積増反に伴い、カボチャの栽培面積を現在の保有農地で確保できない事から、●●●●さんの二区の畑を一部借りて作付けするものであります。●●●●さんについても、当該地は農業経営上貸付して問題ない土地である事から貸借するに至ったものでございます。

なお3条の許可基準については、説明資料2ページをご覧ください。この表によりチェックを行いましたが、問題ありませんでしたので審議の参考にしてください。場所については議案11ページの図面をご参照下さい。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。8番日野委員。

日野委員 所有地、借地の経営面積と7ページの作付面積を比較すると大幅に違うのですが、理由は何かありますか。

係長 こちらについては、表の所有地及び使用収益権を有する土地につきましては利用可能面積ではなく貸付を行っている公簿面積により、算出していますので若干使用できない土地があります。また、作付面積の調書につきましては基本的に認定農業者の会議の資料を参考にさせていただいているので、若干の増減が見られるのはご了承いただければと思います。

議長 質疑を打ち切ります。
本件は、現地確認が必要ですので審議を保留いたします。

日程第5. 議案第2号. 農用地利用集積計画の決定について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、あっせん報告のあった濁川の●●●●さんより四区の●●●●さんを相手に売買する案件になります。場所については15ページの図面をご参照ください。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
質疑を打ち切ります。
この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。
計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。
(異議なしの声)
異議なしと認めます。本計画案は適当であると決定しました。

日程第6. 議案第3号. 農用地利用集積計画の決定について議題といたします。なおこれは、●●●●委員に関する案件ですので退席願います。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、あっせん報告のあった幸町の●●●●さんより三区の●●●●さんを相手に売買する案件になります。場所については18ページの図面をご参照ください。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
質疑を打ち切ります。
この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。
計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。
(異議なしの声)
異議なしと認めます。本計画案は適当であると決定しました。

日程第7. 議案第4号. 農用地利用集積計画の決定について議題といたします。なおこれは、●●●●委員に関する案件ですので退席願います。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、あっせん報告のあった上渚滑の●●●●さんより滝下の●●●●さんを相手に売買する案件になります。場所については21ページの図面をご参照ください。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
質疑を打ち切ります。
この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。
計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。
(異議なしの声)
異議なしと認めます。本計画案は適当であると決定しました。

議長 日程第8. 議案第5号. 現況証明願いについて議案といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、現況証明願いであります。全部で4件の証明願いとなっており、各詳細については係長より説明いたします。

係長 説明いたします。1件目は茨城県の●●●●さんより母親から相続で取得した幸町の土地について現況に合わせて地目を変更したいとの願い出でございます。

2件目は三区の●●●●さんより、所有する三区の土地の農地でない土地について現況に合わせて地目を変更したいとの願い出でございます。

3件目は濁川の●●●●さんより、山林事業の関係から一区の地目が畑である土地について現況の山林に変更したいとの願

い出でございます。

4件目は滝美町の●●●●さんより、農地でない土地について売買を予定しており、現況が農地でない土地で地目が農地である土地について地目を変更したいとの願い出でございます。

以上4件となります。場所については24ページから28ページの図面の各赤枠の部分をご参照下さい。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。9番池田委員。

池田委員 ●●●●さんの土地の図面ですが、サクルー原野 2506-5 の地番が赤枠で覆われていないです。

係長 申し訳ありません。サクルー原野 2506-5 についても赤枠で覆うこととなります

議長 8番日野委員。

日野委員 14ページや27ページなどの図面に記載されている名前に文字化けが生じていると思われるのですがいかがでしょうか。

係長 申し訳ありません。こちらの図面はシステムの方から出力しているのですが、現在外字の表示がされない不具合が発生しており、ただいま保守業者が6月中旬に修正に来る予定です。

議長 4番大坪委員。

大坪委員 このシステムというのは農地台帳システムのことですか？以前新聞等で農地台帳の修正が遅れていたり、行われていなかったりする農業委員会があると見ましたが、滝上町はしっかり修正されているのですか？

係長 はい、農地台帳システムのことです。農地台帳システムに関しては、一ヶ月ごとに更新し最新の状態を保っています。

議長 質疑を打ち切ります。
本件は全て現地確認を必要としますので審議を保留いた

します。ここで現地調査のため休憩といたします。

議 長 休憩を解き会議に戻します。審議保留としていた案件につき審議致します。

議 長 続いて議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。なお本件に関しましては●●●●委員、●●●●委員に関する案件となっておりますので退出願います。

林委員 この件について意見を求めます。林委員
ただいま、現地を確認しましたが特に問題ないので許可してよろしいかと思えます。

議 長 ただ今許可してよろしいとの意見がありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。本件は許可することに決定しました。

議 長 続けて議案第5号現況証明の発給申請について審議します。本件について意見を求めます。6番太田越委員。

太田越委員 現況証明願いがあつた土地について現地確認を行いました。問題ないと思えます。

議 長 ただ今、許可してよろしいとの意見がありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。本件については、許可することに決定しました。

以上で全議案の審議が終了いたしました。これで第5回農業委員会総会を終了いたします。